預金保険の保険料率公告

預金保険の保険料率を以下のとおり変更したので、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条第5項及び第51条の2第2項の規定に基づき公告します。

1．預金保険の保険料率は、平成25年4月1日以降、次のとおりとする。

一般預金等　0.082パーセント
決済用預金　0.107パーセント

2．平成24事業年度内において、「内外の金融市場における価格の急速な下落その他金融市場の状況の急速な悪化等から、預金保険機構の財政に相当の影響を与えることが見込まれる事態」は生じていないことを踏まえ、上記1．にかかわらず、平成25事業年度内において、①預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故の発生、②同法第74条第1項若しくは第2項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は③同法第102条第1項第2号若しくは第3号に掲げる措置を講ずる必要がある旨の内閣総理大臣の認定がなかった場合には、同事業年度に適用される預金保険の保険料率は、同事業年度初日にさかのぼって次のとおりとする。

一般預金等　0.068パーセント
決済用預金　0.089パーセント

この場合には、預金保険機構は、当該保険料率に基づく保険料について、上記1．の保険料率に基づき平成25事業年度に既に納付された保険料との差額を計算し、同事業年度末日以降、遅滞なく当該差額を利息を付さずに還付する。

平成25年4月1日

預金保険機構
理事長　田澤　昌徳

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十五年三月二十一日に千葉県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月一日

千葉県習志野市東習志野三丁目一番二二号
（甲）医療法人社団小羊会
理事長　長沼　信治

千葉県佐倉市下志津二一八番地
（乙）医療法人社団敬暁会
理事長　寺島　久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）http://www.1bca.co.jp/pdf/top/ir_20130308.pdf

平成二十五年四月一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング
（甲）株式会社ランドビジネス
代表取締役社長　井出　豊

東京都渋谷区恵比寿二丁目六番二八号
（乙）杉浦興業株式会社
代表取締役　井出　豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の子会社の経営管理業及び債権管理業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.org/02081345 37/index.html

平成二十五年四月一日

東京都港区南青山二丁目二番八号
（甲）合同会社ブルードラゴン
代表社員　株式会社ブルーバード
職務執行者　大島　嘉仁

東京都港区南青山二丁目二番八号
（乙）株式会社シグマ
代表取締役　大島　嘉仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月一日

東京都港区南青山二丁目二番八号
合同会社ブルードラゴン
代表社員　株式会社ブルーバード
職務執行者　大島　嘉仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年五月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ウスイとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月一日

東京都墨田区緑一丁目一七番九号
合資会社臼井金物店
代表社員　臼井　俊介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年五月十三日であり、組織変更後の商号はネクストインフォメーション株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月一日

神奈川県川崎市多摩区西生田四丁目一番三号
ネクストインフォメーション合同会社
代表社員　榎本　幸一

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を四百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月一日

東京都新宿区北新宿四丁目八番一八号
有限会社伊志井徽章
代表取締役　石井喜八郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月一日

東京都江戸川区東葛西二丁目一番一九号
有限会社田中石材
代表取締役　田中　宏欣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月一日

滋賀県近江八幡市武佐町五二二番地
有限会社小西商店
代表取締役　小西　勉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月一日

東京都港区台場二丁目三番三号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役　鳥井　信宏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年四月十六日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年四月一日

東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号
東京フィナンシャル会計事務所内
レッドオスカーキャピタル株式会社
代表取締役　江川　利彦